

長時間勤務に関する目標指標の設定

取組の方向性

これまでICTを活用した業務改善や部活動改革など働き方改革に向けた取組を行ってきたところですが、抜本的改善には至っていないことから「大分県長期教育計画」の中に長時間勤務に関する新たな指標を設定し、取組を強化していきます。

①大分県長期教育計画における目標指標

指標名		基準値	目標値	
		R5年度	R10年度	R15年度
時間外在校等時間が 45時間以内の教員 の割合(%)	小	86.2	95	100
	中	71	86	100
	県立	85.2	95	100



※毎年度点検・評価による進行管理を行いながら、目標達成に向けて取り組んでいきます。

②県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

【在校等時間の考え方】

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とする。具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①を加え、②、③を除いた時間を在校等時間とする。

〈基本とする時間〉 在校している時間

〈加える時間〉 ①校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

〈除く時間〉 ②勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間
③休憩時間

【上限時間の原則】

①1箇月の時間外在校等時間 45時間以内

②1年間の時間外在校等時間 360時間以内

【持ち帰り業務について】

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則である。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本方針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

③教師を取り巻く環境整備に関する国の方向性について

将来的に、教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは、今後5年間で（令和11年度までに）、平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減することを目標とする。